

# 組合・共済保険

## ご利用の場合

今回お支払いいただいた義肢装具の代金は、  
処方日から2年以内にご加入の組合・共済保険に申請することにより、  
審査の上、負担率に応じて給付（還付）されます。

※代金給付（還付）の可否は保険者の判断によりますので予めご了承ください。

※詳細な手続きについては、各機関の担当窓口にてご確認ください。

### お手続き 1

STEP  
1



#### 申請書類

- 意見および装着証明書
- 領収書（明細書を添付している場合は取り外さないでください）
- 療養費支給申請書  
（お勤め先の保険担当者よりお取り寄せください。）

※ 医療証（障がい・ひとり親・乳幼児等）をお持ちの方は「お手続き2」で必要となりますので意見および装着証明書と領収書のコピーをおとりください。

#### 靴型装具の場合

装具の現物写真をプリントアウト、もしくは現像してご申請の際に併せてご提出ください。

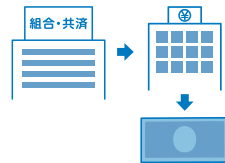
※ご加入の保険により、その他の製品においても写真等のご提出が求められる場合がございます。  
※詳細はご加入の保険者にお問い合わせください。

STEP  
2



上記の申請書類（原本）を  
お勤め先の保険担当者もしくは、  
ご加入の保険組合へご提出ください。

STEP  
3



組合・共済保険による審査の上、  
後日、自己負担率に応じて  
給付されます。

### お手続き 2

#### 各種医療証（障がい・ひとり親・乳幼児等）をお持ちの場合

STEP  
4



「お手続き1」の完了後、全国健康保険協会から支払決定通知書が届きましたら、  
下記の申請書類をご準備の上、市区町村役場の各医療係へ申請ください。  
審査の上、所定の金額が各医療係より給付されます。

- 組合・共済保険からの支払決定通知書
- 健康保険証
- 「意見および装着証明書」と「領収書」のコピー
- 医療証
- 通帳または口座番号の控え
- 印鑑（認印可）※シャチハタ不可
- マイナンバー（個人番号）が確認できる書類